

平成 30 年度第 1 回国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会

日 時：平成 30 年 4 月 26 日（木）午後 2 時 00 分から

場 所：国分寺市役所第 1 庁舎 3 階 第 1・2 委員会室

出席委員：内藤会長・富士川副会長・和地委員・高相委員・谷田委員・藤巻委員・知念委員・日向委員・黒沢委員・森田委員・山本委員・若林委員・田端委員・新藤委員

事務局：鈴木健康部長・大庭保険年金課長・久保国民健康保険係長・吉澤・大岩

会長 ただいまより平成 30 年度第 1 回国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

事務局 初めに、諮問書の伝達を市長、お願いいたします。会長、恐縮ですが、ご起立をお願いいたします。

市長 それでは諮問させていただきます。

諮問第 1 号平成 30 年 4 月 26 日。国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会会長内藤孝雄様、国分寺市長井澤邦夫。

国民健康保険の運営について。国民健康保険事業の運営について、国分寺市国民健康保険条例第 2 条及び国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第 2 条の規定に基づき、下記について審議いただきたく、諮問いたします。

記。1 つ、国民健康保険税の課税限度額について。1 つ、国民健康保険税の改定について。

詳細については別紙で書いてありますので、よろしくお願いいたします。

事務局 では、市長からご挨拶をお願いします。

市長 皆様、こんにちは。大変お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。市長の井澤でございます。

国民健康保険税についてのご審議をいただくわけでありませうけれども、ご存じのように、国分寺市も高齢化率が 22% を超えてきております。約半分の方が後期高齢者ということで、75 歳以上という状況でございます。被保険者の高齢化はもちろんのこと、それを担う方々の数も減ってきているということで、非常に国保の財政状況は日に日に悪化している状況であります。

そういう中にありまして、ご存じのように都道府県化というのが今年度から実施されることになりました。当市の国保についてはご存じのように、従来からやってきている中で、適正な保険料を設定してきたとは思いますが、なかなか先の見通しが難しいということで、一時は累積赤字が 7 億円というのでしょうか、補填をしなければいけない状況がありました。数年かけてそれを解消し、現在ではその負担もなくなって、都道府県化を迎えたということでございます。

そういう意味では、現在、他市と同様な形の問題は抱えつつも、本来の姿に至ったかな

とされているところではあります。そういう意味で、この平成30年度は、保険料については据え置きをいたしました。各市においては、それぞれでございますけれども、やはり多額の投入を一般財源からしなければいけないという状況の中で、値上げをした自治体が多くございましたけれども、当市は過去非常に一般財源からの繰り入れが多くて、確か28年度は26市の中でも、一番1人当たりの一般財源からの繰り入れが多かった状況でありました。ここでそれが是正されたわけであります。

今後のことを考えますと、やはり医療費の抑制ということについては、医師会、歯科医師会の先生方、薬剤師会の先生方のご協力もあって、市としても今後とも努力をしていかなければいけないと思っておりますけれども、冒頭申し上げましたように、やはり被保険者の高齢化と加入者の減少ということは、今後とも止められないのではないかなとされているところがございます。そういう意味でいけば、これから先を見据えた形の保険料の設定をしていかなければいけないと思うところがございます。実態についてはまた担当のほうから細かくご説明をさせていただきますけれども、それを踏まえた上でのご審議をいただければありがたいと思っております。

引き続きご理解とご支援を賜うことをお願い申し上げます。冒頭のご挨拶とさせていただきます。本日からまたよろしくごお願い申し上げます。

事務局 ありがとうございます。市長につきましては、この後公務がございますので、ここで退席させていただきます。

市長 よろしくごお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。それでは、ただいま市長から諮問された諮問書の写しを皆さんに配付させていただきます。

会長 では、改めて皆さん、こんにちは。よろしくご願ひします。ただいま市長より諮問書をいただきましたので、新年度にこれから入りますので、よろしくご願ひします。

新年度に当たりまして、公益代表の保護司会の田中委員が公務多忙のため、今日ご出席いただいております和地委員へと変更となりましたので、ご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくご願ひいたします。

和地委員 皆さん、こんにちは。北多摩東地区保護司会国分寺分区の分区長を仰せつっております、和地と申します、どうぞよろしくご願ひします。

会長 和地委員、ありがとうございます。今後ともよろしくご願ひします。

では、事務局から職員のご紹介をお願いいたします。

鈴木健康部長 皆さん、こんにちは。健康部長の鈴木と申します。どうぞよろしくご願ひいたします。この4月の機構改革がございまして、福祉保健部が健康部・福祉部の2部体制になりました。この協議会の事務局なのですけれども、私どもの健康部の保険年金課が担当させていただきますので、どうぞよろしくご願ひいたします。

それでは、職員のほうを紹介させていただきます。保険年金課長の大庭でございます。

大庭保険年金課長 よろしくご願ひいたします。

鈴木健康部長 続きまして、国民健康保険係長の久保でございます。

久保国民健康保険係長 よろしくお願ひします。

鈴木健康部長 同じく、国民健康保険係の庶務担当吉澤でございます。

国民健康保険係吉澤 よろしくお願ひいたします。

鈴木健康部長 大岩でございます。

国民健康保険係大岩 大岩です。よろしくお願ひします。

鈴木健康部長 以上、このメンバーでやらせていただきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

会長 事務局からご紹介がありました。今後ともよろしくお願ひします。続きまして、本日の出席状況について、事務局からお願ひします。

事務局 保険年金課長の大庭です。今部長のほうからもお話がありましたように、機構改革で部が2つに分かれて、福祉部と健康部になりました。今まで保険課という名前でしたが、今度は課の名称も変わりました、保険年金課という形になりました。改めまして、よろしくお願ひいたします。

本日の出席状況についてご報告いたします。出席報告、欠席は1名です。したがって、国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第7条の規定により、委員総数16名の半分の出席をいただいておりますので、会議は成立しております。また会議録署名委員につきましては、今回は日向委員、若林委員にお願ひしたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

会長 ありがとうございます。では、本年度の運営協議会のスケジュールについて、事務局からご説明をお願ひします。

事務局 平成30年度第1回の国民健康保険事業の運営に関する協議会に、皆様、お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。昨年は貴重なご審議を賜りまして、改めて厚く御礼を申し上げます。平成30年度、今日が第1回ということになりますので、年間スケジュールについてご説明させていただきます。机上配付しております資料3をお手元にお出しいただければと思ひます。

年間スケジュールについてご説明を申し上げます。諮問書の写しにつきましては、各委員さんに配付させていただいておりますけれども、諮問事項が今回2点ございます。このことについてご協議いただくこととなります。

まず1点目が「保険税課税限度額について」です。今回と次回で集中的にご審議いただき、次回には答申案をご提示したいと考えています。こちらにつきましては、後ほど担当のほうからご説明を申し上げますけれども、低所得者対策というのが、これはもう既に行われる格好になります。それと反比例する形で、所得が多い方についての国保税の限度額を引き上げるといふ形になりまして、昨年行っておりませんが、おとしも行っているということでございます。

それから2点目になります。「国民健康保険税の改定について」でございますが、今回ご

説明させていただき、次回以降の協議に必要な資料を後日送付させていただきます。スケジュール表を見ていただいて、今回4月、5月と7月にご協議を行いまして、8月には答申をいただきたいと事務局は考えてございます。10月には最終報告をさせていただきます。今年度の国民健康保険の事業の運営に関する協議会の開催予定日数が5回、あるいは6回ということをご予定しております。昨年は3回ということでしたので、昨年と比べて開催回数が多くなりますけれども、委員の皆さんにはご負担をかけ、申しわけないのですが、よろしくご審議をお願いしたいと思います。

以上でございます。

会長 ありがとうございます。では、事務局からご説明がありましたのですけれども、このスケジュールについて、何かご質問はございますか。昨年より今年は回数が多くなりますけれども、皆さん、よろしくお祈りします。

なければ、続きまして、配付資料の説明を事務局からお願いいたします。

事務局 それでは、以前に送付させていただいた資料から確認させていただきます。まずA4用紙1枚の次第、今回の協議会の次第というものと、資料1の左上に「国分寺市国民健康保険条例抜粋」とある、3枚つづりでホチキス止めしてあるものが1点。資料2として、「標準保険料率との比較」この3点を事前送付させていただきましたが、お持ちでしょうか。

会長 資料がない方はいらっしゃいますか。手を挙げていただければ。

事務局 引き続き説明させていただきます。そして、本日机上配付させていただきました、先ほどご説明いたしました、資料3のスケジュール表、そして、前回の協議会の議事録、それから第3期国分寺市特定健診等実施計画及び第2期国分寺市国民健康保険データヘルス計画の3点を机上配付させていただきましたが、こちらはございますでしょうか。

以上になります。

会長 では、本日の諮問事項に移りたいと思いますので、事務局から本日の諮問事項の内容についてご説明をお願いいたします。

事務局 済みません。諮問事項の前に、今机上にお配りしている特定健診の計画とデータヘルス計画、前回ご審議いただいて幾つかご質問をいただいていたと思いますので、それについてご報告させていただきます。

まず、1点目、高額レセプトの原因疾患、こちらについて記載がないという指摘をいただいたのですけれども、原因疾患が生活習慣病以外のものが多く、分析結果に基づく保健事業につながらないだろうということが1点。それともう1点、人数が限られてきますと、個人の特定につながりかねないという懸念がありましたので、今回の計画には割愛させていただきます。

続いて、歯科の医療費分析がなされていないのではないかとということです。こちらについても歯科のレセプトを分析しても保健事業につなぐりにくいということもございまして、今回割愛させていただきました。前回の協議会の中で、レセプトの件数だとか、金額

だとかのご質問が出ていたと思うのですけれども、平成28年度で件数が5万5,500件余り、金額にいたしまして6億8,000万円ほどとなっております。

続きまして、がんについて、こちらのデータヘルス計画の中に入っていないというご指摘をいただきました。こちらについてもがんの医療費分析をして、こちらを保健事業につなげることは困難であるということ。あと医療費分析する際に、またちょっとオプションという形で別途予算が必要になってくるという形になってきますので、今回については割愛させていただいております。

前回のデータヘルス計画についての項目については以上でございます。

会長 よろしいですか。では、諮問事項に移りたいと思うので、事務局、お願いします。

事務局 それでは、諮問事項1番の「国民健康保険税の課税限度額について」ということで、ご説明をさせていただきたいと思います。諮問事項の今回1点目というのが国保税の課税限度額改定についてということになります。今回の体制になって初めて諮問をお願いするという形になります。

内容としては、国民健康保険税の課税限度額が、現在基礎分が54万円、後期高齢者支援分が19万円、介護分が16万円の合計で最高額が89万円となっているのですが、それを基礎分の部分について4万円引き上げまして、54万円から58万円とし、合計93万円とするという改定について、ご審議をお願いしたいということでもあります。

ここから資料に基づいて説明のほうをさせていただきたいと思います。「資料1」とあります、条例が抜粋されてある資料のほうをお持ちいただければと思います。国民健康保険税は、被保険者の保険料負担能力に応じて賦課される応能分、いわゆる所得割、資産割と言われるものと、受益に応じて等しく被保険者に賦課される応益分、均等割、世帯割と言われるものでありますけれども、そこから構成されているという形になります。国分寺市では、既に資産割と世帯割については廃止をされておりますので、所得割と均等割のみという、いわゆる2方式と言われるものですが、そちらのほうを採用して課税をさせていただいております。

所得割、均等割ともに、基礎分、後期高齢者支援分、介護分の2区分に分けられております。国保の加入者1人ずつについて税額を算出し、世帯で2人以上国保の加入者がいる場合については、世帯全員の課税額を合算して、その金額を国民健康保険税の税額として世帯主様に課税をさせていただくという形になります。これは世帯主の方が納税義務者になるということになりますので、世帯主の方に世帯全員分を課税させていただくという形になります。

資料1-1の1ページ目にこの条例の抜粋を載せさせていただいておりますけれども、平成29年度については基礎分が54万円、後期高齢者支援分が19万円、介護分が16万円ということで、合計89万円という形で規定をしております。このことについては、その世帯の前年の所得がどれだけ多くても、最終的に賦課をする国民健康保険税の税額は年額89万円を最高額とするということでもあります。これは例えばなのですけれども、40歳以上の

方で、給与収入が 1,800 万円ほどあるという方については、そのままの税率で計算をさせていただきますと、保険税の総額については 110 万 4,000 円という形になるのですが、そこまで課税をせずに、課税限度額はあくまで 89 万円ですよということで、その税額を抑えるという形になります。課税限度額についてはそのような形になっております。

おめくりいただいて、2 ページ目に「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」の抜粋がございます。こちら網かけをさせていただいているのですが、所得の低い方に対しては保険税の軽減措置を行い、所得の高い方に関しては、国保税の限度額の引き上げを両方実施しなさいといったことが規定されております。このうち、低所得者の方の負担の軽減については、国の税制改正にあわせまして、26 年度から毎年度改定を行っております。例年、この税制改正のもととなる地方税法の施行令の改正の公布日というのが、毎年度年度末 3 月 31 日になるということもありまして、これについては、4 月 1 日から適用できるような形にしようということで、市長の専決処分として条例改正を行っております。

今回こちらの協議会のほうに諮問させていただくのは、課税限度額の改定ということになるのですが、こちらについては、被保険者の方の負担増につながるということになりますので、国保事業の運営に関する協議会にお諮りする必要があるということで、専決処分は行ってないということでもあります。

次に資料 1 の 3 ページ目をごらんください。「低所得者の国民健康保険税軽減措置について」といった資料になるのですが、こちらについては、所得の少ない方に関しては、均等割の額を 5 割、または 2 割に軽減するという制度があります。この対象になる方、5 割軽減、2 割軽減のそれぞれ対象者の範囲を拡大する、そういった改定を行っております。この改定によって、当然国保税について軽減される世帯が増加するということになりますので、税収としてはその分減少するという形にはなるのですが、その減少分については、保険基盤安定繰入金という補助金が入ることによって補填をされるという形になります。

続きまして、資料 1 の 4 ページ目のほうをごらんください。こちらのほうは国民健康保険税の課税の根拠となる地方税法と、地方税法の施行令を抜粋させていただいております。地方税法の施行令に規定してあり、国民健康保険税の課税限度額については、地方税法施行令で定められた金額を超えることができないと定められておりまして、平成 30 年 4 月 1 日にこれが改正をされまして、基礎分については 58 万円、後期高齢者支援分については 19 万円、介護分については 16 万円として定められるという形になりました。基礎分としては冒頭お話ししたとおりで、4 万円引き上げるという形になります。後期高齢者支援分と介護分については、改正はなしという形になります。

次に、最後 5 ページ目の各市の状況を示させていただいた一覧になるのですが、こちらのほうに、平成 30 年度現在の保険税の税率であるとか、課税限度額のほうの一覧を示したものになります。網かけをさせていただいているこちらの市町村については、平成

30年度の段階で、まだ課税限度額について58万円、法律の規定どおりの58万円、19万円、16万円に改定されていない市町村ということで示させていただいております。今回、要するに課税限度額のほうを4万円引き上げたことによって、どの程度影響が出るかということになりますけれども、これは調定額のベースで約968万円ほど調定額が増額という形になります。ただ、これが全て歳入に入ってくるわけではないということでありまして、滞納とかもちろんあつたりすると思いますので、その点の関係で、必ずしもイコールにはなりません。

資料のご説明については以上となります。今回の諮問事項の1番の課税限度額の改定について、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

説明は以上です。

会長 どうもありがとうございました。今の内容でご質問はございませんか。どうぞ、森田委員さん。

森田委員 この各市の状況の中で、54番の清瀬市が52万円なのですが、これは網かけしてない理由は何かあるのですか。

事務局 資料を確認させてください。後ほどここでご報告いたします。

会長 ございませんか。では、後ほどご説明をしていただいて。

日向委員 済みません。確認なのですけれども、先ほど4万上げて58万円にすると、968万円ふえるということでもよろしかったですか。ちょっと聞き逃してしまったものですから、済みません。もう一度説明していただけますか。

会長 事務局、お願いします。

事務局 こちらは、課税限度額のほうを4万円引き上げたと仮定して、その状況で計算、調定額の計算をし直すと、968万円増額するという試算をしております。

日向委員 わかりました。済みません。

会長 ほかに。知念委員、お願いします。

知念委員 負担軽減措置で税収が減るけど、補助金というのは東京都から入ってくるのですか。

事務局 こちらは国と都のほうから出るという形になっております。

会長 ほかにどなたかいらっしゃいますか。

知念委員 実際に負担軽減される人数は、どれぐらいふえるのでしょうか。後日でいいです。

会長 では、後ほどということで。

事務局 知念委員の質問については、計算させていただきまして、後でお答えさせていただくということで、よろしゅうございますでしょうか。

事務局 先ほどの清瀬市なのですけれども、限度額52万円のところが色塗りなのと、あと右の後期高齢者支援金17万円のところが色塗りでございました。資料の誤りでございました。申しわけございませんでした。

会長 もう一度お願いします。

事務局 54 番清瀬市の基礎課税分限度額が 52 万円のところ、こちらは色塗りなのと、後期高齢者支援金分課税限度額の 17 万円、こちらも色塗りでお願いいたします。

事務局 先ほど、あと影響を受ける世帯数なのですけれども、258 世帯ほどが影響を受けるものだと見込んでございます。

藤巻委員 金額はどれぐらいなのですか。

事務局 金額は 968 万円ほどですね。こちらは 29 年度ベースで試算しております。

藤巻委員 そうですか。軽減のほうではないのですね、こちらは。

事務局 課税限度額を上げたことによるものです。

藤巻委員 上げたのはさっき聞いたのですけれども、軽減の話じゃないですね。ごめんなさい。聞き違えました。

事務局 今資料を用意いたしますので、少々お待ちください。

藤巻委員 調べてくれるのですね。勘違いしました。済みません。

会長 皆様いかがですか。ご質問ございませんか。いろいろこの内容についてはご審議があると思うのですけれども。

藤巻委員 済みません。よろしいですか。先ほどの一覧表のこれに書いてあるもの、所得割というのは、どういう基準で決めていくというか、考え方なのか。国分寺の場合は、大分 4.43% ですね。他市と比較して低いのかもかもしれない。1 つ決め方の基準みたいなのが何かあるのかと思って、ちょっと。

事務局 税収をふやすために所得割を上げるのか、それとも均等割を上げるのかという。

藤巻委員 いや、そうじゃなくて、このパーセンテージというのはどういう基準で決めるってというのは、各市でこんな違いますよね、バラバラ。

富士川委員 これは各市で決めていい範疇のものだったかと思うのですけれども、このパーセントについては。

事務局 そのとおりです。

富士川委員 都から指示されて、このパーセントじゃなきゃだめっていうのではなくて。

藤巻委員 ということではない。要するに基準とかそういうことはあまりなく。

富士川委員 市でできる範囲の。

藤巻委員 市でできる範囲で決めていくということですね。

事務局 一般的には、応能割と応益割が 50 対 50 になるのがどうも国の考えている理想みたいな形なのですけれども、なかなかそうもいかない部分もあって、他市に比べると多分国分寺市は均等割が高目で、所得割が低目なのかなという印象は受けています。

藤巻委員 いる人たちの収入が多ければ、割とパーセントが低くても、要は 50 対 50 ぐらいということで、考え方は。収入の多い人が多いという感じでもないですね。

事務局 一般的に国分寺市は他市と比べて所得は多いほうだとは認識しています。

藤巻委員 今 50、50 ぐらいで割るとというのが大体 1 つの、基準というのはどういうのかな

と。

事務局 実際にはうちも 50, 50 にはなっていません。

藤巻委員 いない。ありがとうございます。

事務局 先ほどの軽減拡大による影響なのですけれども、5割軽減、こちらの拡大が24世帯、金額にして95万1,000円。2割軽減の拡大、こちらは41世帯、金額が73万8,000円。あわせまして65世帯の168万9,000円、こちらの影響を見込んでございます。

あと事務局から1点補足させていただきたいと思います。お配りした資料の5ページの各市の状況の中で、色つき部分のところが限度額の改定がなされていない、限度額いっぱいまでいっていないところなのですけれども、このうち、国立、西東京、小平、あと清瀬ですね。こちら4市については、来年度31年度からの限度額改定を予定していると伺っております。ほかの武蔵野、三鷹、府中、調布、こちらについては未定と、そのように伺っております。

会長 よろしいですか。皆さん、ご質問はございませんか。いろいろ事務局からの説明がありましたけれども。

事務局 事務局のほうでご説明させていただいたのですけれども、もう一回申し上げますと、国民健康保険税は低所得者に対する部分と、それから高額所得者というのですかね、その部分が対になっているということでございます。低所得者のほうについては、税法上、やらなければいけないということで、専決で処理をさせていただく形になりますけれども、限度額のほうにつきましては、当然被保険者の方の負担増になるという考えでございます。その部分については、国民健康保険事業の協議会のほうでお話をさせていただいて、今回諮問を出させていただいているとおり、諮問をさせていただいて答申をいただくという形になります。答申案を先ほどご説明したように、次回にはお示ししたいと考えておりますけれども、事務局のほうでいろいろご説明させていただいた部分で、皆さんの疑問というのがなければ先に進みますし、あればここでご意見をいただきたいなと考えております。

会長 よろしいでしょうか。今、事務局から説明がありましたけれども。

知念委員 済みません。ちょっとよくわからないところがあるのですけれども、今、課税限度額が89万円というのは、基礎課税額と後期高齢者支援金と介護納付金の合計額が89万円と決まっていると思うのですけれども、今度基礎課税額を58万円に4万アップするとして、そのほかの2つの要素に関しては、要するに後期高齢者支援金と介護納付金課税というのは変わらないと認識していいでしょうか。

事務局 そのとおりでございます。今回地方税法施行令の改正があったのは基礎課税分だけですので、そのほかの2つ、後期高齢者支援金と介護分については、施行令どおりの当市の条例、金額になってございますので、変更はございません。

会長 よろしいでしょうか。

山本委員 1ついいですか。今お話を伺っていたのですけれども、4万円を上げることによって、5割負担の軽減の方、それから軽減しない通常ですか。この方の、いわゆる4万

円上げた場合のどのぐらい金額が移動するのか。多分、5割、2割のほうは、そんな大した変化はないのだろうと思うのですけれども。それを具体的に市でシミュレーションしたものを、数字を持って資料として出していただかないと、口で言った、言わないの話じゃこっちに残らないのですよね。だから、できればそういうふうに具体的なものを資料としてシミュレーションを出していただくと大変うれしいのですが。

事務局 後ほどお配りいたします。

会長 よろしいですか。

山本委員 はい。

会長 ありがとうございます。

では、事務局のご説明がありまして、次の諮問事項に。

事務局 先にお配りしたほうがいいですよ。コピーをとる時間をいただければ、すぐできると思いますので、ちょっとお待ちいただいてよろしいですか、数分間。ちょっとお待ちいただきたいと思います。

知念委員 今、質問してもいいですか。

事務局 どうぞ。

知念委員 いいですか。4万円ってどこから出てきた数字なのでしょう。4万円の根拠。

事務局 4万円は、これは国が示した根拠です。

知念委員 国が決めて4万円上げなさいと。

事務局 はい、そういうことです。

知念委員 58万円と。

富士川委員 その基礎のところの58っていうのが示された金額だと思うのですけれども、以前からここについては54だったところを、今回はそこに倣ってと。ただ、それを単純に上げてしまうと、みんなも上がってしまって大変なことになるので、軽減者対策に少し力を入れるといいますか、少し枠を広げたというところだと思います。

知念委員 よくわかりました。

藤巻委員 質問していいですか。4万円を今、上げるということで、52万円のところも4万円上げろと国の指示があるのですか。

事務局 一律です、これは。

藤巻委員 一律。上げるならば4万円。

事務局 はい。要するに課税限度額の先ほどご説明した金額を超えてはいけない。それ以内であればいいという話になっていたのですが、今各市でバラバラになっているのは、例えば、先ほどもちょっとご説明しましたけれども、低所得者対策のほうはやらなければならないということで、これはどこもやるのですけれども、課税限度額については、低所得者対策のように、専決でやっている市もあれば、運協のほうでお話をさせていただいて、そこでまとめて1年おくれでやるどころ、いろいろあるのですね。ただ、その限度額を超えてはいけないというルールはあるのですけれども。

日向委員 これは要するに上限はどこでも 58 万円は超えてはいけないということで、別に 52 万円のままで構わない？

富士川委員 やっていけば構わないと思いますが、なかなか厳しいというのが市町村の実情。

日向委員 変な話、52 万円のところが 6 万円上げて 58 万円になってもそれは構わない？

事務局 要するにその 58 万円を超えなければいいというルールになっておりますので、ですから、各市の財政事情によっても違いますので、そこは思い切り上げてしまうところもあれば、そのままというところもあるわけですね。

藤巻委員 そうすると、ごめんなさい。さっき 4 万円一律上げろということじゃなくて、58 万を超えなければいいという、そういう話をしたわけです。

事務局 そうですね。上げられる幅が 4 万円までがマックスということですね。

藤巻委員 ということですね。マックスが 4 万円で、じゃあ 2 万円でも 3 万円でもなくはないわけですね。

事務局 それはどちらでもいいのですけれども、4 万円がマックスで上げられて、その限度額が 58 万という決まりになっている。

藤巻委員 さっき一律 4 万円という話だったので。

事務局 ごめんなさい。そうですね。4 万円じゃなくても 2 万でも 3 万でもいいということにはなっております。

会長 じゃあいいですか。

知念委員 そしたら、もう一回話を戻して、4 万円上げる根拠がわからない。

知念委員 いや、2 万円でも 1 万でも 3 万でもいいということだったら、何で 4 万円にしなければいけないのかという。

富士川委員 そこが多分シミュレーションを見てみないとわからないというところだと思う。山本委員が言った、シミュレーションを見ないとわからない。

山本委員 国は、58 万円という数字を出したわけで、4 万円っていう数字を出しているのではないのです。58 万円がアッパーの額。それが 4 万円という差額になっただけで。

日向委員 国分寺市がマックスを狙って 4 万円まで上げようと、要するに上限のところまで上げたいと。

事務局 そうということですね。

知念委員 だから、マックスまで上げなければいけない理由を知りたい。58 万円、上限額までいかなければいけない理由。それはさっき富士川副会長が言われたとおり、何かシミュレーションがあるのでしょうか。

富士川委員 多分やっていけば上げなくて済む、その根拠を見たい。そのシミュレーションの金額の根拠を見たいという先ほどの山本委員の意見だと思います。先ほどの計算だと、968 万円プラスに対して軽減の方が 95 万と 73 万なので、800 ぐらいプラスになるけれども、もともとがマイナスで来ているところなので。もともとが赤字でやっていたとこ

ろなので、どうかというところが見たいですね。要は、ほかの市に倣えて、いっぱいいっぱいまで上げてしまったように見えるというところでしょうか。

事務局 今お配りしましたのが、5割、2割の軽減額の拡大と、上限、課税限度額を引き上げた場合の影響額についての資料でございます。まず平成30年度国民健康保険税軽減拡充による影響額について、こちら一番下段のところ、世帯、5割軽減が24世帯、人数にして43人。金額は95万1,000円。2割軽減のほうは41世帯81人の73万8,000円。合計で65世帯124人の168万9,000円。こちらが軽減拡大によって保険税が減収になる部分でございます。

こちらの裏面、平成30年度現在で限度額が改定されていない市町村の今後の改定予定については記載されているとおりです。基礎分が58万に改定した場合、国分寺市の影響世帯と増加額については記載のとおり、258世帯の968万円8,200円、こちらが増額の金額になってございます。

会長 知念委員、お願いします。

知念委員 表面のほうで、168万9,000円というのは、国と都から補助金が来るということで、市の財政には、このお金の中では問題ないと考えていいですか。

事務局 はい、そうです。

知念委員 だから、市としては、裏面の下のところ、合計額の968万円8,200円税収がふえるという認識をすればいい？

事務局 そのとおりでございます。

谷田委員 いいですか。258世帯で968万円の増加ということは、この258世帯の大部分は限度の58万近くまで上がってしまうという理解でよろしいでしょうか。

事務局 そのとおりでございます。

知念委員 裏面の下のところですね。58万、課税限度額の基礎分を58万円に改定した場合というところなのですけれども、影響を受ける世帯数は258世帯ですよ。

事務局 我々の見込みとしてはこちらの世帯だけという形になります。

知念委員 あとは増えないということですか。

事務局 そうですね。実際に影響を受けるような世帯というのは、かなり高額な所得がある方になります。1人世帯で言うと、給与収入で言うと1,400万円ほどある世帯です。今現在国分寺市の国民健康保険世帯は1万6,000ほどあります。そのうち影響を受けるのが258世帯です。高所得世帯だけが影響を受けるという形になってきます。

日向委員 済みません。その258世帯だけということですが、これは58万円になる世帯ということで、例えば、今軽減措置を受けて、2割とか5割の軽減措置を受ける世帯以外で変わらず、軽減も受けないけれども、58万円にも至らない世帯というのがあると思うのですけれども、そこは全然増額にはならないですか。4万円が全部上がるということですか。

事務局 変わらないです。所得が先ほど申し上げたとおり、給与収入で言うと、1人世帯の場合1,400万円以上ある世帯においては、税額は変わりますが、その他の世帯は全く変

わからないです。なので、大多数の世帯の方は、保険税の額は全く変わりません。

富士川委員 その人たちが変わるには、均等割であったりとか、所得割の比率を変えないと変わらないということになります。

会長 今、市の1万6,000世帯の中で、影響を受けるのは258世帯、それは58万円。だから、一部の人に負担していただかないとバランスがいかないということですね。

知念委員 結局4万円上げると、ちょうど大体とんとんでいけるのではないかという見込みなのですね。それで4万円にしたということ。

事務局 我々としては、先ほども申し上げたとおり、今回影響のある方というのはかなり高所得の方に限られていると考えています。法律で認められた分、所得の高い方にはその分だけの負担をお願いしたいと考えています。

知念委員 負担をお願いするのはいいのですけれども、負担をお願いするのが4万円になった根拠というのがわからないということですか。最初に戻ってしまうのですけれども、3万円でもよかったのかなど。2万円でもいいのかもしれないし、最初の話では。

事務局 極端な話、こちらについては先ほど山本委員がおっしゃられたとおり、法律上アップパーが決まっているだけなので、全く変えないという選択肢も選択肢としてはもちろんあります。

知念委員 4万円を選択した理由がわからない。

事務局 繰り返しになりますが、所得が一定程度ある方に対して、法律で定められたところまでの負担をお願いしたいと考えております。

日向委員 要するに、今財源が足りない、保険税額の収入が少ないから上げたいが、4万円上げるのは法律でそこが上限だから4万円であって、本当は10万円ぐらい上げないと改善しないとかってそういう状況なのでしょうか。

事務局 恐らく国分寺市の国民健康保険財政が抱えている赤字というのは、限度額自体を幾らいじっても黒字にならない、税率本体を、2番目の諮問事項である税率本体をいじらないと好転はしないと考えています。ただ、一方で上限額を一定上げることによって、若干国保税の収入は上がります。

富士川委員 これ、軽減する方たちの比率というのをもっともっと拡大するというのは、市に権限はないものなのでしょうか。2割、5割減の人たちをもっと拡大するということはできることなのでしょうか。

事務局 率をですか？

富士川委員 対象者の人数をもっともっと広げるということは可能なのでしょうか。今回の上限の58万のところまでいかない斜め線のところの人たちをギリギリのところまでふやすということも可能なのでしょうか。こういうところの足りない分は補填がきくということだったので、もっとそこをふやせばどうなのかと思ったのですけれども。

事務局 いわゆる7割、5割、2割軽減というのは、法定軽減と言われているものになりますので、こちらの金額を1人当たり、例えば、今50万円に改めるところを60万円とか

70万円にするというお話だと思うのですけれども、そちらについてはできません。また別途、これとはまた別の条例に定める形の減額という形になってきます。ただ、その場合は先ほど申し上げた基盤安定繰入金だとかの対象にはならないので、別の赤字補填の手段が必要になってきます。

富士川委員 対象者の拡大も今のところがギリギリのところなのですね。

事務局 こちらについては法定のものになりますので、我々のほうで数字をいじることができるものではございません。

富士川委員 軽減者対策に対しては、低所得者対策については、ギリギリのところまで頑張ったと捉えていいのでしょうか。

事務局 そのとおりでございます。

谷田委員 ちょっといいですか。世帯の数がふえれば、当然金額は上がるわけですよね。高所得者ではなくて、世帯員の方がすごく多くて、結局いつてしまったという方はいないのですか。

事務局 可能性としてはございます。例えば、世帯員が100人いたらどうなのだと、そういうお話だと思うのですけれども、考え方としてはあり得る話ではあります。ただ、何人世帯が今マックスかはちょっと手元に資料がないのであれなのですけれども、10人を超えている世帯はないはずですよ。

会長 いかがですか。今の事務局からのご説明で、7割、5割、2割というのは大体ラインが決まっています、そこはあまりいじれないのですよね。ある程度それを見直すとなったら、それを見直さなければいけないということですから、258世帯、そこを協力していただくということですよ。よろしいでしょうか。4万円というのはあれですけれども、そこは市のほうで。

事務局 会長いいですか。知念委員のお求めの4万円の根拠なのですけれども、先ほど2万でも3万でもいいという話をさせていただきましたけれども、大体どこの市も今ご説明したように、課税限度額に該当する世帯が少ないという部分があって、市の姿勢として、大体4万円の最高限度額まで引き上げているところが多いということになります。ですから、確かに国保の財政上豊かなところであれば、4万マックスじゃなくても、2万でも3万でもいいのかもしれないのですけれども、前も資料でご説明申し上げているとおり、国分寺の国民健康保険の財政は決していいとは言えない部分になっているので、市の姿勢として最高限度額まで上げさせていただきたいということでございます。

以上でございます。

知念委員 総括すると、財政が厳しいから4万円まで上げざるを得なかった。そこまで上げて焼け石に水だったら厳しい状況には変わらないと理解すればいい。

事務局 そうです。

知念委員 逆に言ったら、厳しいから4万円どうしても上げなければいけなかったということですよ。

事務局 そういうことですね。

知念委員 それが4万円上げた根拠と理解すれば。

会長 よろしいでしょうか。

富士川委員 それから、医師国保1万円上がりました、要するに月1万円上がったので、年間12万円になります。もし国保が上がったらそうなりますので、財政の問題だと思いませんけれども。

会長 続きまして、ご質問がいろいろありましたけれども、あと事務局からまたご説明をいただきたいと思しますので、またよろしくをお願いします。

続きまして諮問の2番目「国民健康保険税の改定について」をお願いします。

事務局 最初の諮問の課税限度額の引き上げについては、長時間ご議論いただいたので、また次回もお話をさせていただきますけれども、次が諮問の2番という形になります。ここが今も出ていました、国保税の本体をいじる話になってまいります。ここについては、資料の2をお出ししているのですけれども、1月にこちらの会議をさせていただいているのですが、少し時間がたっているのです、もう一回都道府県化等についてお話をさせていただきます。

今までちょっと振り返らせていただいて、皆さんもご存じの部分再度同じようにお話しさせていただくかもしれないのですけれども、今まで市ごとに医療費の推計を見積もったり、国保税と国や都からの公費だけでは不足するため、市の一般会計から国保特別会計へ繰り出しを行いまして、制度を運営してきました。平成30年度、今年から医療費給付費については全額都から市に支払われます。そのかわり、市は都に事業費納付金を支払うことになりました。また26市については、国や都の公費と、国保税だけでは不足するため、一般会計からの繰入金で制度を維持してきましたけれども、今後は一般会計からの繰り入れについては、国や都が赤字とみなすと変更されています。そのために計画的に赤字を解消するために、保険税について改定する必要が出てまいりました。

資料に入る前にもう少し話させてください。事業費納付金については、各市が都に支払う金額なのですけれども、見える化を東京都が行うために、標準保険料率というものを示しております。前回ちょっとご説明をさせていただいたときに、モデルケースがないとわかりづらいというお話をいただきましたので、今回資料の2ということでお出しをしますので、資料の2をごらんください。

資料についてご説明を申し上げます。モデルケースは3種類ご用意しております。モデルの1につきましては、単身25歳、給与収入が98万円、モデル2が夫婦2人、子ども2人の家庭、それからモデル3が年金収入の2人暮らしとなっております。資料の見方なのですけれども、中段左側に「国分寺」と書いてあるところが、そこから右に見ていただくと、現在の年税額になります。7割、5割、2割軽減を行った場合、現在は医療費の所得割が4.43%、均等割が2万8,000円、後期支援分は所得割が1.37%、均等割が1万2,000円。介護分の所得割が0.99%、均等割が1万4,000円になります。現在でこのケース

で申し上げますと、モデルの1，単身25歳給与収入98万円の方は、年税額ですけれども、1万2,000円という形になります。それから、モデルの2の方については、年税で42万2,700円です。モデルの3については、14万4,400円になるという形です。これが現在のところになっております。

今ご説明したように、国保税については、医療分、後期支援分、介護分の3区分になっておりまして、それぞれ所得割と均等割に分かれています。国保税の算定では、その上の左上のところに書いてありますけれども、基礎控除33万の控除のみという形になりますので、今ご説明した現状が中段ですね。標準（都）と書いてあるのがあると思うのですが、これも、これが都の標準保険料率です。これに示しますと、モデルは医療分、支援分、介護分、それぞれ申し上げますと、モデルは医療分、支援分、介護分、それぞれ申し上げますと、医療分が7.71%、現況との差は3.28%。その隣ですね、均等割が4万3,860円。今との現行の差が1万5,860円。支援分が2.42%で、現行との差が1.05%。同じく均等割が1万3,717円。現行との差が1,717円。次に介護分が2.08%で、現行との差が1.09%。1万5,473円の影響額が1,473円になるという形になります。

この標準保険料率で、先ほどご説明したモデル1から3までを計算すると、モデル1については1万7,200円、影響額が5,200円。モデル2につきましては、69万3,100円、影響額が27万400円。モデル3につきましては、21万8,700円。影響額が7万4,300円になるというような形になります。

真ん中の部分が都全体の影響率です。下の標準（市）という分にすると、市に割り当てた場合にこれだけ影響が出るということがありまして、先ほどと同じようにお読み取りいただいて、モデルの1につきましては、1万5,600円になり、影響額は3,600円。モデルの2につきましては、63万2,600円で、影響額が20万9,900円。それとモデルの3が19万9,300円で、5万4,900円現況との差が出るというような格好になってきます。

この説明させていただいたように、標準保険料率ですね。今後お話をさせていただく税の改定の話ですけれども、短い年数で標準保険料率に近づけようとする、市民の負担というのはかなり大きくなります。しかし、先ほどご説明したように、今後は標準保険料率に合わせる必要が出てまいります。今回はここまで資料をお示ししたのですけれども、次回以降、また資料等をお示しして、本格的な協議をお願いしたいとは考えております。今回は1種類の資料しかないのですけれども、今ご説明したことを踏まえて、少し委員の皆さんからご意見をいただければと思っています。

では、会長、お願いいたします。

会長 事務局からの説明でございました。では、ご質問を。

藤巻委員 ちょっと済みません。よくわからなかったのですが、前回もちょっと欠席していたのもあったかもしれないですけれども。国分寺市の一番割り当ての実際はいいのですけれども、都全体で真ん中がそうなのですね。市に割り当てたというのは、国分寺市ということですか。

事務局 そうです。

藤巻委員 その差額というのは、これはどういう意味ですか。結局全額都から市に下りてくるといふのと、市から都に上納じゃないけれども、するのとあるわけですね。そうすると、この差額というのはどういうふうに解釈すればいいのですか。下りてくるのは、都全体でこうやった割り当てが下りてくるのですか。

事務局 お金が下りてくるのは医療給付費総額なので、年間で約70億ぐらいは下りてくるのですよ。

藤巻委員 いや、この表の中で説明して。

事務局 この表の中は、お金が出ていくほうの、支払わなければいけないほうの金額しか書いてない。

藤巻委員 というと、国分寺市の一番上での収入はこれしか入らないけれども、都に納めるのは、一番下のこれを納めるわけですね。

事務局 今ちょっと資料の説明になるかと思うのですがけれども、一番上、現行の今の国分寺市の保険料率です。一番下の標準（市）と書いてあるのが、今の国分寺市の事業費納付金でしたり、交付金だったり、そういったものを含めた上で、この保険料率にする必要があるだろうと割り当てられたのがこの率ですね。真ん中の（都）というのは都全体です。

藤巻委員 ごめんなさい。これにするべきだろうということだけれども、実際は交付金として下りてくるのは、この金額が下りてくるわけなのですか。

事務局 実際来る交付金というのは、かかった医療費そのものです。

藤巻委員 かかった費用がですね。そうすると、納めるのはこの金額ということですか。都に納める。

事務局 都に納める金額については、これには出てないです。都に納める金額、納付金を赤字抜きで税収として集めた場合に、保険料率としてはこのぐらいの率にしないと賄えないだろうというのが一番下に書いてあるこの率ですね。この率にすれば、健全な国民健康保険の運営が行われるのではないかという形で、東京都が試算した保険料率になります。

藤巻委員 現実としては、どれぐらい納める形なのですか。これと関係して。

事務局 金額ですか。

藤巻委員 いや、ちょっと理解が悪くて申しわけないのだけど、交付で下りてくる、そして、逆に納付しなければいけないわけですね。下りてくるのはかかったものだけ？

事務局 そう。医療給付費約70億なのですからけれども、これはかかった分が下りてきます。支払うほうは、34億1,000万ぐらいです。

藤巻委員 少なくてもいいわけですね。

事務局 ただ、それは34億1,000万というのは、国保税を集めて、さらに国とか都が、市も公費を払う分があるのですね。それでも足りない部分が当然出てきますので、その部分は税で増やしなさいという言い方を国はしているのですね。ですから、その影響額が書いてあるのが一番下ということになります。

藤巻委員 これは将来的にはここに持っていけということですよ。

事務局 そうです。

藤巻委員 現実とはちょっと違うということですね。

事務局 将来的には持っていかなければいけない部分です。

藤巻委員 わかりました。

山本委員 将来的っていつごろまでなのですか。

事務局 その部分も今後この協議会の中でご協議いただく重要な部分になってくると思います。

山本委員 今のご説明を伺っていると、こういう解釈でいいのかどうかなのですけども、一番下のが国分寺市に都から指示とか指令という言い方でいいのかどうかかわからないけれども、これを1つクリアしてくださいという、こういう数値だと思ってよろしいのですか。

事務局 先ほど申し上げたとおり、国分寺市の財政状況を踏まえると、このぐらいの保険料率を設定する必要があると東京都が示してきた保険料率になります。

山本委員 そうすると、今言ったように、将来的ということだと、経過年数ごとにここにいかなければ赤字になっていくわけでしょう。そこはどう考えるのですか。

事務局 今おっしゃられたとおり、現行の保険料率と、標準保険料率の差額、当然税収は少ないわけですから、その分赤字になっています。この赤字を何年かけて解消していくかという計画をあわせてつくっていく形になってきます。

山本委員 それは計画を立てるのですが、その間の赤字というのは、また昔みたいに一般会計から出ていく、こういうことですか。

事務局 そのとおりでございます。

日向委員 先ほどとかぶるのですけれども、市としては何年ぐらいのスパンを予定しているのでしょうか。協議していくということなのですかけれども、こうしてほしいという期間というのは。

事務局 その期間についても大変重要なので、今理事者と調整をさせていただいていますので、次回ぐらいには大体これぐらいかなという部分はお示しできるかなと思っております。

先ほどの山本委員のご質問にもありましたけれども、赤字を解消するための計画をつくらなければならない。それについては、当然赤字が発生するので、解消するまでの間は一般会計からの繰り入れ、国保会計からいうと繰入金をもたらなければならないのですけれども、何もしないと今よりも広がっていく、どんどん広がっていく格好になります。ですから、そこは先ほど市長もお見えになって諮問書をお渡ししていましたが、当然理事者の考えもあるでしょうし、事務局の考え等もございまして、何年ぐらいでやったら市民の方に負担にならないで、それがかなうかという部分が一番重要なポイントになってきますけれども、そこを今回ではなくて次回以降、今回は頭出しということにさせていただいていますので、次回以降、委員さんのほうと協議をさせていただきながら、最初のス

ケジュールに戻りますけれども、最初は上半期、精力的にやらせていただいて、ある程度結論を出していきたいという事務局の考えでございます。

若林委員 もう出るという前提でやっているのですけれども、要するに幾らやっても切りがないから、保険でカバーするというのをもっと少なくしてという発想の議論というのは一切ないのですか。今の医療水準が適正と考えるのか。1,000万とかなった話を聞きましたけれども、もうとにかくどんどん上がってきましたよね。科学がどんどん進歩しているのですから、医療の水準というのは。それに伴ってお金は上がってくるじゃないですか。それでも保険でカバーするなんて、そんなの無理ですよ。と私は思っているのですけれども、そういう発想の議論というのはいらないのですか。だから、ちょっと話が飛んでしまっているのですけれども、そもそも議論っていう、そういうのはないのですか。私みたいな発想。

富士川委員 皆保険制度を捨てるということですか。

若林委員 いや、捨てると言っているのではないです。そんな極論を言っているわけではないです。優先順位を決めていくという感じですね。

富士川委員 とすると、高額な医療は所得のある人しか受けられないということですか。

若林委員 そうかもしれないですね。それも1つの選択肢かもしれないですね。だって、生まれてくる子はどんどん少なくなっていて、必要になってくる人がどんどんふえていけば、そんなの絶対無理に決まっているじゃないですか。だから、そういうそもそも論みたいな議論ってないのですか。ないならないでいいのです、別に。それだけちょっと聞きたいのですけれども、ずっとこの話を聞いていると。

事務局 若林委員のおっしゃっていることはわかりますけれども、そういう部分はなく、基本的には、要するに増える歳出をどう抑えるかという部分にかかわってくるので、その部分については、前もちょっとお話をさせていただいていますし、今回もお渡ししていますけれども、医療費の適正化ということをやって、言い方は悪いですが、無駄な医療費をかけないように。例えば特定健診とかをしていただいて、未然に重症化になる前に市民の方の健康を、医療費がかからないように、かからないように持っていくという政策が一番と国は考えているということでございます。

若林委員 わかりました。

藤巻委員 済みません。いいですか。実際にまだ計算はできないのでしょうかけれども、今回30年度からこういう改定をすることによって、一般会計からの繰入金というのは、国分寺市としては増えたのか減ったのかというのはどうでしょう？

事務局 市長のほうから先ほどもお話がありましたように、28年度というのは16億ぐらい一般会計から入れていただいたので、累積赤字と単年度赤字も全部なくなった関係です、決算上は。29年度については、まだ5月までが会計年度になりますので、まだ締め切っていないのですけれども、当然赤字は減っていくと考えております。

ですから、ただ、赤字が減ると言っても、全然ゼロになってしまうわけではなくて、一

般会計からの繰り入れがゼロになってしまうわけではないので、その部分については、どうしても一般会計から頼らざるを得ない部分があります。ただ、それはどんどん圧縮をしていって少なくしていくということになりますし、前段で市長のほうから諮問をさせていただいた部分で、国保の税改定、国分寺で申し上げると、26年が最後で、今回見直しをお願いしている形になります。5年間やってないという形です。ほかの市、他市については、毎年、お隣の立川さんなどは毎年ですし、ほかの市についても2年に一度保険税の改定はしていただいているのですね。当然国分寺だけではなくて、ほかの市に住んでいる被保険者の方については、それだけ負担増になっているという形です。ただ、国分寺については、今まで上げてないということもありますので、当然先ほど私が申し上げたように、被保険者の方の負担増にはなるのですけれども、その負担増の幅をなるべく抑えたいなという気持ちはあるということでございます。

知念委員 今このモデルケースを見て、何もしなければどんどん赤字が増えていってしまうという話でしたけれども、何もしないと1年でどれぐらいずつ増えていくというシミュレーションなのでしょうか。

事務局 被保険者数は前にご説明しているとおり、国保の被保険者数はだんだん減っています。医療費についても当然人が減っているのでも減っているのですけれども、1人当たりの医療費は上がっているのですね。これは国にも確認したのですけれども、国も同じ状況になっているということになりまして、シミュレーションというのは、赤字がどれぐらい残るかというシミュレーションですかね。そういうことでいいのですか。

知念委員 先ほど大庭課長が言われたとおり、何もしなければ赤字がどんどんふえていってしまうという形で、一体年間でどれぐらいずつふえていくのかという質問です。

事務局 ごめんなさい。そうすると、医療費にどれぐらいかかるかというのは集計がうちのほうではわからない部分があるので、明確に答えられないのですけれども、基本的に今残っているのが大体年間で赤字部分が約9億円ぐらいです。これが何もしないと9億円がさらに大きくなっていく格好になりますので、シミュレートということではなかなかできないのですけれども、それをさらに抑えて減らしていくということを事務局としては考えているということでございます。

会長 よろしいですか。

事務局 済みません。1点、ごめんなさい。あくまでも赤字の関係ももちろんあるのですけれども、今回私どもが考えているのは、赤字は当然赤字であります。赤字を解消することはもちろんそうなのですが、今回お示しした資料というのは、標準保険料率なのです。これは要するに、東京都が各市に対して払わなければいけないという金額を決められているものですから、その金額に合わせた解消を考えていきたいと思っているところでございます。

新藤委員 済みません。この制度は前々からなのですけれども、ことしから変わってということで、要は今後の健康保険料をどうするかということなのですけれども、これは結局多分

隣接するよその市町村でも同じ状況でしょうから、当然同じこういう委員会かどうかわからないですけども、何かしらの形で経過措置みたいなのを行うとかいろいろ考えていると思うんですけども、現状で他自治体の人との担当者の意見交換とか、そういうのはどうなのですか。

事務局 当然、担当課長会というのがありますので、議会がない月はほとんど顔を合わせている状況になっております。先ほど市長のほうからもお話がありましたけれども、30年度国分寺は保険税を改定しませんでした。この改定しないところとか、改定しているところの数はつかんでおりまして、改定しているところは、こういう議論を去年のうちに、要するに確定計数というのが1月の上旬に出て、予算に反映できるのはそこまでだったのですけれども、それより前の仮計数というのが10月に出ているのですが、その時点でもうある程度つくっているところが多いです。

26 市中の話で申し上げますと、13市が既にこの都道府県化に伴って国保税を改定していません。半分の市が。半分の市がもう改定をするのだということをしています。これは都道府県化というのももちろんあるのですけれども、先ほどご説明したように、2年に1回改定すると決めている自治体が多くて、ちょうど30年度が改定年に当たるということがありまして、そこでもう既に上げているというところが半分あるということでございます。ですから、横の連絡はしていますし、東京都も入っているいろいろな話をしているということでございます。

新藤委員 追加で関連ですが、今の話でそういう行政サイドの人の同士でのお話ができるということであれば、先ほどの今回の資料で、やがてというか、何かしら上げていかなければいけないルールづくりはしなければいけないのでしょうかけれども、モデル2の例をいきなり読みますと、いきなり1.5倍になるというのは、なかなか受け入れがたいかなど。特に中間所得層からちょっと上ぐらいの人に物すごく負担が多いかなという感じがするので、横並びというわけではないのですけれども、広くやむを得ない了解というか、そういうのを取りつけやすくするために、わかっている限りでほかの既に決められている自治体さんもあるそうなので、次回の会合までに資料として、どこどこ市はこういうルールで上げていきますとか例示していただけると、参考にもなるしということですね。それを国分寺の実情に合わせて応用させていただいて、考えていくこともできるかなと思いますので、可能であればそういう資料提出をお願いできればと。ただ、秘密事項でなければ。

事務局 わかりました。ただ、ちょっと各市に確認する部分があるので、多分次回には間に合うと思いますけれども、そういうご意見があったということで、そういう資料はつくらせていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

富士川委員 できれば国立と小平のだけでも知りたいです。

山本委員 私はやはり全部知る必要があるのではないかと思います。ここに全市が出ているわけですよ。これが出ていて、今度指示は各市に都から行っているわけですよ。や

はりそのデータを都が持っているから、それを入手できれば入手してほしいですね。

事務局 わかりました。ただ、市の名前が公表できるかどうかは、ちょっといろいろありますので、例えば、AからZ市みたいなそういうことになってしまうかもしれないですし、市の名前が出せるということが可能かどうか。それで、副会長からご依頼がありました、小平と国立ですか、ここはちょっと確認をとってみて。

富士川委員 市の名前を隠しても、前のパーセントさえ残っていれば、当てはめられるので、市の名前を知らなくてもいいと思います。この数値だけを合わせて書いてもらえれば、後で当てはめ直せるので。

山本委員 なぜ自分がそういうことを言ったかという、上げるなら上げるなりの理由づけをつけていただきたいわけですよ。そうすると、うちだけがこういうふうに指示が来ましたと言ったって、こんなの言いわけにならないですよ。だから、ほかもこういうふうになっているのだということを知らしめるようにしていかないと、理由づけがなかなか厳しくなると、そういうことで僕はさっき言いました。

藤巻委員 済みません。ちょっとそれとも関連づけてですけれども、さっきの資料2の、都全体標準はちょっと高いですよ。国分寺市という標準に対しては割と低くなっている。現実に近くなっている。これはどういうふうに解釈するのかということなのですからけれども、割と健全というような、医療費がそんなかかっていないというのか、ちょっとこの解釈の仕方を教えていただきたいのです。

事務局 今藤巻委員からおっしゃられたご質問については、おっしゃられるとおり、他市と比べて医療費水準が低いと、逆に所得水準が高い。それによって税率が低く抑えられていると考えております。

藤巻委員 ということは、必ずしも他市と並ばなくてもいいかもしれないということもありますよね。

事務局 そうですね。各市に設定されている標準保険料率はバラバラなので、全く各市が標準保険料率を合わせると、どうしても他市と横並びの税率になるというものではございません。

藤巻委員 医療の今こういう状態が健全でなければ、積極的に上げなければいけないのでしようけれどもということですよ。

事務局 市によって、この都の標準よりも高いところはあると思います。

藤巻委員 逆に言うとそうですね。国分寺市みたいに低いところがあるということは、高いところがあるということですよ。

会長 ほかに皆さんいかがですか。

若林委員 ちょっといいですか。これはもともと東京都が関与するような話じゃないのですが、去年私はここに入らせてもらったのですけれども、それってこういうことは都のほうから各自治体に言うために、1つのそういう目的もあって、そういう形になっていったのですか。

事務局 30年度からの都道府県化については、今まで各市が保険者という形だったのですけれども、30年度からは東京都自体も保険者という、同じ扱いになる形なのですね。東京都についてはいろいろな市のデータを持っているので、各市にデータの情報の提供とか、情報の吸い上げがあります。あとは例えば、先ほどご説明した医療費の部分というのは、各市でやっていてわからないのですけれども、東京都が一番上になって医療費のここがおかしいよとか、あそこがおかしいよという指導も今後するという話は聞いております。ですから、東京都も保険者なので、仲間と言えば仲間なのですけれども、組織体がでかいものなのですから、市よりは上位になるという形でございます。

若林委員 都のほうはある程度各自治体にこうしてくださいというお願いをしてくるわけですよ。

事務局 ごめんなさい。都が言ってくるわけじゃなくて、国が言ってくるのですね。

若林委員 国が言ってくるのですか。

事務局 ええ。要するに国が都道府県化ということで、各都道府県ごとに全部賄いなさいよって変な話ですけれども、そういう形になってきまして、国が指令を出したものが、東京都が各市に計算をして与えてくるという形になっているのです。これはなぜかという、一番最初にご説明したように、都道府県化については、各市の財政運営の赤字が多いということで、その赤字を解消するために、健全な財政化を行うために都道府県化になったというのが一番の柱でございます。

若林委員 じゃあ平成30年よりも前までは、東京都は関与してなかったのですか。

事務局 ほとんど関与してなかったです。

若林委員 国からいきなり自治体だったのですか。

事務局 要するに30年4月以前は都道府県化になっていないですから、各自治体ごとで全部処理をしていた。

若林委員 していたのですか。

事務局 そうです。先ほどからご説明しているように、財政的にもかなり一般会計を圧迫することがあるので、都道府県化ということで国が命令をして都道府県化となりました。東京の中に国分寺がありますから、ほかの市と同じように標準保険料率等、全部東京都が計算をして、国が出した数値に対して、東京都が市ごとに計算をしてかけているというものでございます。

若林委員 じゃあ平成30年と30年以前、要するに国が関与し出したということが一番大きな違いになってくるのですか。

事務局 そうですね、国とか都が。

若林委員 わかりました。

会長 よろしいでしょうか。各自治体の格差をなくすためということですね。大変皆さんからいろいろなご質問をいただきましたので、また次回も審議したいと思うので、よろしいでしょうか。

では事務局、お願いします。

事務局 それでは、次回の協議会の日程についてなのですが、次回は来月5月24日木曜日2時からを予定しております。会場はまだ確定ではないのですが、本日と同じこの第1・第2委員会室を予定しております。現時点で5月24日のご出席が難しい方、いらっしゃいますでしょうか。

会長 森田委員。ご都合があれですか。

森田委員 そうです。

事務局 森田委員、かしこまりました。

事務局 ありがとうございます。では、開催通知は改めてお送りいたしますので、ご都合が悪い場合は、事前にご連絡いただければと思います。

事務局 日程的には来月は5月24日ということですが、6月はちょっと議会があるため飛ばさせていただいて、7月になります。皆さんも既に夏休みになっている部分があるかと思うのですけれども、毎年のお約束で、お医者様の代表の方は木曜日の休診が多いということで、木曜日にさせていただいているのですけれども、7月の木曜日とかでもう既に予定が入っている方というのは、今わからないと思うのですけれども、大体月の3週目、4週目ぐらいの木曜日でやりたいと考えてございます。また5月のときに7月の日程を決めさせていただきたいと思います。さらにスケジュールをお渡ししてあるのですが、8月も夏休みという期間ではありますけれども、集中的に審議をさせていただきたいという部分がございますので、ぜひご協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

会長 わかる方いらっしゃいます？ 今事務局からのスケジュールなのですが、5月は24日になりますけれども、7月、8月の予定で、何か皆さん予定されているのだったら、あらかじめ教えていただければ。

知念委員 7月は最後の木曜日が多摩立川保健所の30年の健康推進プランのあれがあるのではないですか。

事務局 じゃあ1週間だったら大丈夫ということですか。3週目だったら。ちょっとそこは。

知念委員 3週か4週かちょっと今手帳を忘れてしまったので。

事務局 それで、わかりました。

会長 ほかの方は大丈夫ですか。7月、8月。よろしいですか。わかりました。

会長 では、5月24日次回開催します。

富士川委員 では、きょうは活発な議論をありがとうございました。また次回は資料も新たに出てくるかと思っておりますので、そちらもあわせて検討したいかと思っております。

本日はお忙しいところ、ありがとうございます。

--- 了 ---

国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会 会長

日藤孝雄

国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会 委員

日向治也

国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会 委員

若林 修

